相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市扇町二丁目二四番、最後の住所神奈川県小田原市飯泉一〇七〇番地の一西湘グループホームえん内

被相続人　亡　中川　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号ＭＡＮＡＸ八階　内山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石渡　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区一番町三二番地二、最後の住所静岡県静岡市葵区山崎二丁目一二番地の七

被相続人　亡　金子　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

静岡市駿河区馬渕一丁目一〇番七―七〇三号

相続財産管理人　司法書士　小林　久晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市沖ノ橋町二丁目四番地、最後の住所愛知県豊田市秋葉町八丁目二一番地五一

被相続人　亡　加藤　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

愛知県豊田市西町一丁目四番地アパート組合ビル二階愛知ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉本みさ紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市田中町四丁目二〇番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

愛知県豊田市西町一丁目四番地アパート組合ビル二階愛知ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉本みさ紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳（登記簿上の住所大阪市城東区新喜多町一〇五―一四）

被相続人　亡　正部喜一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

島根県松江市宍道町佐々布三二六八番地三

相続財産管理人　司法書士　村松　眞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島道口一五九五番地四、最後の住所岡山県倉敷市玉島道口一五九五番地四

被相続人　亡　宮地　敏晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

事務所岡山市北区蕃山町九―一九　岡山大同生命ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小野　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市常磐町二丁目一一二三番地、最後の住所香川県高松市東山崎町四〇番地一〇

被相続人　亡　須田　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル六階　滝口・上枝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　滝口　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡西外海浦、最後の住所不明

被相続人　亡　清家金太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城四一七一番地一マイスターハウス一〇三号

相続財産管理人　司法書士　増本　園

無縁墳墓等改葬公告

数年間にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十二月二十五日

一　墓地等所在地　東京都西東京市ひばりが丘四―一六六五

一　墓地等の名称　徳蔵寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳（九十三番　鈴木家）

一　改葬を行おうとする者　東京都中野区中央四―一四―九　徳蔵寺住職　田村　珠朗

無縁墳墓等改葬公告

宅地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十二月二十五日

一　墳墓等所在地　香川県高松市新田町甲二二二番地

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　香川県高松市新田町甲二二二〇番地七　岸田　忍

任意清算公告

当社は、平成二十九年十二月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月二十五日

名古屋市中川区大畑町一丁目一〇七番地

合資会社大平鈑金製作所

代表社員　伊藤　月子

第44期決算公告

平成29年11月30日　東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

祥恵企業株式会社

代表取締役　林　瑞祥

貸借対照表の要旨　（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	370,418	流動負債	715
固定資産	70,000	固定負債	342,315
		株主資本	97,388
		資本金	19,600
		資本剰余金	11,600
		資本準備金	4,900
		その他資本剰余金	6,700
		利益剰余金	66,188
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	66,158
		（うち当期純利益）	(6,723)
資産合計	440,418	負債・純資産合計	440,418